

令和7年度2月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年2月25日（水）午前9時30分～午前10時30分

開催場所 所沢市役所604会議室

議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認
について

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 9番 北田 良孝 12番 平岡 豊子
13番 鹿島正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀
16番 水村 英紀

欠席委員 8番 吉田 英和 10番 栗原 明夫 17番 新井 祥穂

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより2月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番 平岡 豊子委員、14番
肥沼 正明委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ヶ台の4筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4筆合わせて2,451平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字霞ヶ台の4筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4筆合わせて6,878平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。

申請番号3番、所在地は大字北岩岡字宮ノ前の11筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は11筆合わせて6,286平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。

以上3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請番号1番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請番号2番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長：申請番号3番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：申請番号3番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。
この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。
審議のほどをお願いします。

議長：申請番号3番について質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字宮ノ前の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて278平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、10ヘクタール以上に農地が広がる第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は656平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。駐車場に転用としては傾斜が懸念される場所ですが審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

事務局：本件について、傾斜角度は7%であり、事前に県に確認したところ、この程度の傾斜は不許可事由にはならない事を確認しています。

議長：よろしいですか。他に質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字八幡北の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて403.51平方メートルです。受人・渡人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、10ヘクタール以上に農地が広がる第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,608平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和18年4月30日までの約10年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,468平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字西ヶ原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,855平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、承認いたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、3番については、承認いたします。

それでは、議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前10時30分)